

**東大阪市学校給食調理等業務（中学校）委託
プロポーザル実施要領**

東大阪市教育委員会
学 校 給 食 課

1 趣 旨

この要領は、東大阪市学校給食調理等業務（中学校）委託に際し、適正に業務を遂行することのできる事業者をプロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業 務 の 実 施 に あ た っ て 基 本 的 な 遵 守 事 項

委託する業務の内容は、献立の作成や食材の調達由市が行い、民間事業者の調理場において給食調理を行い、保温食缶等に配缶された主食、副食及び食器等を各中学校に配送し、生徒・教職員に給食を提供するものであるため、学校給食法の目的を深く理解するとともに、安全・安心でおいしい学校給食を実施すること。

3 業 務 委 託 概 要

- (1) 業務名 東大阪市学校給食調理等業務（中学校）委託
- (2) 業務内容 「(資料1) 学校給食調理等業務委託仕様書」のとおり（全員喫食・食缶方式）
- (3) 履行期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日
ただし、契約日～令和8年3月31日は、履行準備期間とする。
- (4) 対象施設 中学校及び義務教育学校25校
各中学校の所在地、学級数、生徒数及び教職員数は、別表を参照すること。

- ※1 学校給食実施日は各年度において、土、日曜日及び国民の祝日並びに長期休業日等を除いた185日程度を基本とする。ただし、各対象校の学校給食実施日は、学校行事等で学校給食の中止日が設けられ、185日以下になる見込みである。
- ※2 見込食数等については、推計値であり、その食数を保証するものではない。
- ※3 小学校6年生部分登校について、対象中学校区内の小学校6年生児童が、中学校において、年間平均5回程度給食を喫食する。その場合、受託事業者は委託食数等の増数に対応するものとする。なお、献立は同一とし、1人あたりの配食量は、別に指示する。

- (5) 募集事業者数 3事業者

- (6) 契約保証金 契約にあたって、契約保証金は免除とし、契約金額の100分の3以上を担保する履行保証保険に加入すること。

※ 契約金額とは、「(1食あたりの委託料) × (委託ブロックにおける5年間の見込食数合計) × 185回) + (1食あたりの委託料) × (委託ブロックにおける5年間の小学校6年生児童数推計合計) × 5回 (部分登校))」に相当する金額とする。ただし、見込食数及び児童数推計については、契約締結時点における最新の児童生徒数推計に基づいて、教育委員会において算出する。

- (7) 見積金額 見積金額については、下表範囲内の一食あたりの単価で記入すること。

	金額 (消費税及び地方消費税を含む)
上限単価	466円
下限単価	419円

4 応募資格

下記のすべての項目の要件を満たすこと。(応募資格の基準日は、参加申請書類の提出日とする。)

- ① 令和6・7・8年度東大阪市入札参加有資格者名簿(物品・役務)に登録されていること。
- ② 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- ③ 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外措置中でないこと。
- ④ 東大阪市暴力団排除条例に基づく暴力団等に該当しないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ⑥ 学校給食法の目的に沿い、学校給食が教育の一環として認識し、子どもたちのために安全・安心でおいしい学校給食の調理などが円滑に実施できる法人格を有する企業であること。
- ⑦ 精米(無洗米)の炊飯が可能であること。
- ⑧ 給食を調理する時間帯に学校給食のみの作業(本市以外の学校給食の調理は可)が可能で、受託を希望する対象ブロックの合計食数の給食調理が可能であること。(6年生登校がある場合は、基本食数以上の調理が必要。)
- ⑨ 現在、厚生労働省が定める大量調理施設衛生管理マニュアルの適用を受ける施設で学校給食調理業務、またはその他の調理業務を営んでいること。
- ⑩ 食品衛生法第52条第1項に規定する飲食店営業許可を受けていること。
- ⑪ 食缶方式での給食のため、洗浄した後の食器具・食缶類消毒保管庫等を有していること。
または、履行開始までに、食数に応じた消毒保管庫等の設備を整備することが確約できること。
- ⑫ 万一の事故発生に備えて、損害賠償を確実に担保できること。
- ⑬ 過去5年間に食品衛生法による行政処分を受けていないこと。
- ⑭ 労働関係法令の違反がなく、また労働関係事案で有罪の確定判決がないこと。
- ⑮ 実施可能な提案を行い、すべての提案内容については必ず実施すること。

- ⑯ 本業務を第三者に委託、または請け負わせないこと。ただし、本業務のうち配送業務にあつては業務を効率的に行ううえで第三者に委託することが必要と認められる場合は、業務内容などを明記したものを事前に書面で報告し、本市の承認を得た場合のみ再委託ができるものとする。

5 応募者の無効または失格

下記のいずれかに該当する場合は、応募者の無効または失格とする。

- ① 期限を過ぎて、所定の提出書類等が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 資本関係または人的関係があるいわゆる同族業者同士の参加意思があった場合
ただし、この場合はいずれか1者を残し他は失格とする
- ④ 会社更生法などの適用を申請するなど、契約履行することが困難と認められる状態に陥った場合
- ⑤ 書類提出後から選定結果の決定日まで、応募者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合
- ⑥ 審査の公平性を害する行為を行った場合

6 配布資料及び様式

(1) 資料

- ・ 学校給食調理等業務委託仕様書 (資料1)
- ・ 東大阪市中学校給食衛生管理マニュアル (資料2)
- ・ 東大阪市中学校給食配膳業務作業手順 (資料3)
- ・ 東大阪市立学校給食調理等業務（中学校）委託事業者を選定するための評価基準 (資料4)
- ・ 調理作業指示書・予定献立表 (資料5)

(2) 様式

- ・ 参加意思表明書 (様式1) 参加申請番号1
- ・ 誓約書 (様式2) 参加申請番号2
- ・ 提供希望ブロック確認票 (様式3) 参加申請番号3
- ・ プロポーザル参加資格確認結果通知書 (様式4) 参加申請番号4
- ・ 提案書 (様式5) 提出書類番号①
- ・ 会社概要 (様式6) 提出書類番号②
- ・ 企画書 (様式7) 提出書類番号③
- ・ 見積書 (様式8) 提出書類番号⑤
- ・ 従業員継続雇用促進に関する確認書 (様式9) 提出書類番号⑨
- ・ 質問書 (様式10)
- ・ 辞退届 (様式11)

7 選 定 ・ 参 加 手 続

(1) 参加申請

参加を希望するものは、次の書類を提出し、参加の資格審査を受けなければならない。

【参加申請書類番号および書類名等】

番号	書類の名称	注意事項	様式
1	参加意思表明書	押印省略可。ただし、省略する場合は、真正性の担保が必要であるため、「(3) 書類提出」に記載の電話番号に事前に連絡をすること。	様式1
2	誓約書		様式2
3	提供希望ブロック確認票	全てのブロックに順位を記入すること。	様式3
4	プロポーザル参加資格確認結果通知書	会社名を記入すること。 ただし、日付の記入は不要。	様式4
5	提案書類提出日前5年間に食品衛生法による行政処分を受けていないことがわかる証明書	行政処分を受けていないことを記載した内容の誓約書でも可。	
6	保健所が発行する食品衛生法第55条第1項（旧第52条第1項）に規定する飲食店営業許可証の写し	本市学校給食を調理する予定の施設にかかるとの営業許可証の写しを提出すること。	
7	760円分の切手を貼った長3号封筒（速達の簡易書留）	様式4の返信用封筒に使用するため、宛名を記入しておくこと。	

※ 各様式については、ウェブサイトよりダウンロードすること。

(2) 選定方法

選定方式は、公募型プロポーザル方式により実施する。

- ① 東大阪市教育局が設置する選定委員会において、書類審査と、書類審査における上位5事業者に対してヒアリング審査を行い、評価順位をつける。
- ② 評価順位順に提供希望ブロック確認票をもとに契約締結に向けて交渉する。1事業者が契約するブロック数は2ブロックを基本とし、また契約可能なブロック数も2ブロックまでとする。ただし、評価順位により契約するブロックが1ブロックとなる場合がある。
- ③ 選定事業者が失格等となった場合は、順位を繰り上げるものとする。ただし、繰り上げは第5順位の事業者までを対象とする。

- ④ 応募事業者が2事業者以下の場合は、選定委員会において書類審査とヒアリング審査を行ったうえで、評価順位をつけ、提供可能な食数・希望ブロック等を最終確認し、契約締結に向けて交渉する。その場合、契約締結は1事業者につき2ブロックまでの制限を設けないこととする。
- ⑤ 市全体の給食運営の観点から、応募事業者の希望ブロックの順位に関わらず、調整・協議を行う場合がある。

(3) 書類提出

- ・ 提出書類 「(1) 参加申請」の表に記載のもの
- ・ 提出期限 令和7年9月4日(木) 午後5時まで
- ・ 提出方法 学校給食課に持参すること。
- ・ 提出場所 東大阪市教育委員会 学校教育部 学校給食課
〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市総合庁舎17階
電話：06-4309-3276

(4) 参加資格の審査および通知

提出書類により参加資格を審査し、その結果を令和7年9月11日(木)までに文書にて通知する。

(5) 質疑

質疑は、以下の方法によることとする。

ア 受付期限

令和7年8月28日(木) 午後5時までとする

イ 質問方法

質問書(様式10)に質問事項を記載のうえ、電子メールにより提出

ウ メールアドレス：gakkyu@city.higashiosaka.lg.jp

表題：【中学校給食】提案に関する質問(事業者名)

(6) 回答

ア 回答方法

- ① 参加資格に関する質問は、質問事業者に回答を電子メールまたはFAXにて回答する。
- ② 提案書に関する質問は下記回答日までに市ウェブサイトに掲載する。

イ 回答日

令和7年9月2日(火)までに回答

ウ その他

質問者の名称は非公表とし、質疑応答事項は本要領の追記事項として取り扱う。

(7) 提案手続

ア 提出書類様式

- ・ A4版縦型横書き両面印刷とし、提出書類番号ごとにページを分けて、ファイル等で一式にまとめて提出すること。
- ・ ページ内に提出書類番号、書類名を明記すること。
- ・ 添付書類、各証明書は関連書類のすぐ後ろに添付すること。
- ・ インデックスを貼付し、提出書類番号と書類名を記載すること。(例：②会社概要)
- ・ 提出書類の返還は行わないもの。

イ 提出部数 15部

最初に(ア)、(イ)それぞれ1部を書類提出期間内に提出し、学校給食課の確認を受けること。確認を受けた後、(イ)の書類を13部提出すること。ただし、(イ)については、事業者名等が推定されるものを一切表示せずに作成すること。

(ア) 提出書類番号①～⑨で構成された提案書

(イ) 提出書類番号②～⑦で構成された提案書

ウ 提出書類番号及び書類名

番号	書類の名称及び注意事項	様式
①	提案書	様式5
②	会社概要 ----- 納税証明書(法人税(その1)及び法人事業税の直近1年分) 原本を業者名表示の書類一式に添付。その他はコピー可。	様式6
③	企画書 ----- 事業者独自様式でも構わないが、評価基準、項目番号等を明示し、各項目1枚に収めること。	様式7
④	添付図面等(カラー印刷) ----- (1) 図面 ・ 調理施設及び設備の配置平面図(室名、設備名を明記しA3判で作成すること。) ※ 設備名はメーカー・型番、容量や調理能力を併記すること。 ・ 図面は折りたたみ、A4判縦に揃えること。 ・ 食材及び食器の搬出入経路、従業員の入退室経路を明記すること。 (2) 写真 ・ 施設内外の主な部分を撮影した直近1年以内の写真をA4判縦の用紙に、適宜、必要な枚数を貼り付けること。	

⑤	見積書	様式8
	・ 見積金額には、1食あたりの見積単価を記入すること。 ・ 消費税及び地方消費税を含む見積金額を記入すること。 ・ 指定する範囲内で見積もり提示すること。 ・ 契約するブロックによらず、受託可能な金額で見積もること。	
⑥	衛生管理マニュアル等	
	事業者独自の衛生管理マニュアル等を添付すること。	
⑦	損害賠償関係書類	
	生産物賠償責任保険証券（対物・対人）、その他必要と認めるもの。	
⑧	作業工程表及び作業動線図（カラー印刷）	
	資料（5）「調理作業指示書」を基に作成すること。（受託を希望するグループの食数・校数で作成）	
⑨	従業員継続雇用促進に関する確認書	様式9

（8）提案書提出期限

- ・ 提出期限 令和7年9月18日（木）午後3時まで
- ・ 提出方法 学校給食課に持参すること。
- ・ 提出場所 東大阪市教育委員会 学校教育部 学校給食課
〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市総合庁舎17階
電話直通：06-4309-3276
メールアドレス：gakkyu@city.higashiosaka.lg.jp

（9）東大阪市学校給食調理等業務（中学校）委託事業者選定委員会の開催

選定に際しては、東大阪市学校給食調理等業務（中学校）委託事業者選定委員会（委員名簿は非公開）を設置して、厳正に審査する。

【ヒアリング審査】

- ・ 日時 11月初旬予定
後日書類審査における上位5事業者に通知
- ・ 場所 東大阪市総合庁舎（予定）

（10）選定結果

選定後、結果は速やかに参加各社宛に文書で通知する。

8 選 定 ス ケ ジ ュ ー ル （ 予 定 ）

実施要領の公表	8月22日（金）
質問期限	8月28日（木）まで
質問回答	9月2日（火）頃
参加申請	9月4日（木）まで
参加資格の審査および通知	9月11日（木）頃
応募・書類提出期限	9月18日（木）まで
ヒアリング通知	10月下旬頃（上位5社）
ヒアリング審査	11月初旬予定

9 そ の 他

- （1）学校に配置する配膳員の雇用については、東大阪市民を優先すること。
- （2）食数などに変更が生じる場合があるので、選定された事業者と契約締結に向けて詳細について協議し、調整等を行うこと。

（ただし、令和8年3月31日までの履行準備（100食程度の試し炊き・試食会等含む）などに必要な経費は契約事業者の負担とする。また、現受託事業者から市より貸与している食器具・食缶類の引継ぎが必要となった場合の調整・運搬業務も履行準備に含むものとする。）
- （3）学校給食開始日より確実に給食提供を行うための、調理・配送・配膳作業のシミュレーション（実際の手順で食缶類へ配缶し、配送車へ積み込む作業、配送、配膳室への荷下ろし等、所要時間等を把握しておくこと）を実施すること。
- （4）提案に係る経費については、すべて提案者の負担とする。

【別 表】

令和8年度生徒、教職員及び学級数(R7.5.1推計)

ブロック	中学校名	所在地	生徒数	教職員	学級数 (職員室含む)
A	縄手中学校	南四条町3-26	275	27	10
	縄手北中学校	河内町1-1	255	28	9
	若江中学校	若江南町5-1-10	348	29	11
	池島学園(後期課程)	池島町3-10-1	228	28	7
	くすは縄手南校(後期課程)	横小路町3-12-5	289	32	10
Aブロック合計			1539		47
B	石切中学校	中石切町4-10-3	576	43	16
	孔舎衛中学校	善根寺町1-6-1	354	33	11
	盾津中学校	新庄南1-33	832	62	22
	盾津東中学校	川田3-2-26	556	42	16
	枚岡中学校	箱殿町8-25	536	38	15
Bブロック合計			3072		80
C	新喜多中学校	新喜多2-5-32	336	30	10
	金岡中学校	金岡1-23-9	159	25	7
	楠根中学校	稲田本町2-6-34	427	38	13
	意岐部中学校	御厨東2-9-45	156	28	7
	高井田中学校	高井田中5-2-5	331	29	10
	小阪中学校	宝持1-7-5	558	41	16
	弥刀中学校	近江堂3-4-27	241	28	8
Cブロック合計			2427		71
D	長栄中学校	長栄寺12-30	384	28	12
	上小阪中学校	上小阪2-6-5	384	35	12
	長瀬中学校	大蓮北4-7-43	239	25	8
	柏田中学校	柏田西3-11-28	188	24	7
	布施中学校	荒川2-32-40	313	31	10
Dブロック合計			1651		49
E	玉川中学校	岩田町1-16-1	466	39	15
	英田中学校	吉田本町1-6-10	597	43	16
	花園中学校	玉串町西1-4-52	412	34	13
Eブロック合計			1591		44